

徴収猶予の特例制度の対象となる市税及び国民健康保険税一覧

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月
税目と納期限	市・県民税			第1期 6月30日		第2期 8月31日		第3期 11月2日			第4期 2月1日	随期 3月1日	
	固定資産税	第1期 4月30日			第2期 7月31日					第3期 12月25日		第4期 3月1日	
	軽自動車税		全期 6月1日										
	国民健康保険税				第1期 7月31日	第2期 8月31日	第3期 9月30日	第4期 11月2日	第5期 11月30日	第6期 12月25日	第7期 2月1日	第8期 3月1日	随期 3月31日
	市・県民税 (特別徴収)	3月分 4月10日	4月分 5月11日	5月分 6月10日	6月分 7月10日	7月分 8月11日	8月分 9月10日	9月分 10月12日	10月分 11月10日	11月分 12月10日	12月分 1月12日	1月分 2月10日	2月分 3月10日
猶予可否	猶予可 ※納付済みの税に関しては対象外										猶予対象外 ※特徴12月分を除く		

- ・ 猶予の適用期間各納期限の翌日から**最長1年間**となります。
- ・ 納期限以前から翌月までの税目について申請が可能となります。
例) 7月30日に申請を行う場合は、固定資産税第2期、国民健康保険税第1・2期、市県民税第2期、市県民税特別徴収7月分の申請が可能となります
- ・ **新たに到来する納期限の税目の猶予を希望する場合は、再度申請が必要**になります。
- ・ 納期限が令和3年2月2日以降の税目は猶予対象外です。